

第 242 回川崎市国民健康保険運営協議会
会議録（要約）

1 日時 令和 7 年 8 月 20 日（水）15 時 00 分～

2 場所 本庁舎 3 階 304～306 会議室

3 出席者

（1）委員

岡委員、増山委員、今委員、關野委員、小宮委員、金井委員、
國島委員、掛川委員、恵木委員、齋藤委員、板倉委員

（2）行政側職員

医療保険部長、医療保険課長、収納管理課長、管理担当係長、資格
賦課担当係長、給付担当係長、医療費適正化担当係長、収納管理担
当係長、川崎区保険年金課長、幸区保険年金課長、中原区保険年金
課長、高津区保険年金課長、宮前区保険年金課長、多摩区保険年金
課長

4 傍聴者 0 名

5 議題（公開）

（1） 令和 6 年度決算見込み収入率について

資料 1

（2） 令和 7 年度の保険料率について

資料 2

（3） マイナンバーカードの保険証利用について

資料 3

（4） その他

資料 4

6 主な発言内容

委員からの質問等	回答
議題（１） 【岡委員】 以前も確か同じ初期未納対策として実際何が行われているのか、督促状や文書、訪問や電話とか外部業者に委託されていると聞いていた。これについてだんだん効果が薄れていくと聞いたが、これはずっと続けていくのか。費用対効果はどうか。 【國島委員】 何で払えないのかという調査結果はあるのか。 理由があるのであれば、それに引かかるような回答をした方がいいと思う。	【収納管理課長】 業者委託としましては、初期未納対策として、SMSや電話によるご案内に加えて、必要に応じて訪問を行い、保険料をお支払いしていただくこととなる。 効果としては、初期の方が対象となっているが、薄れていくことが想定されるため、例えば、チラシの併用や文書催告、あるいは口座振替の勧奨等を行っている。また、今流行りのナッジ理論を活用し、誘導するような対応を行い、既に何パーセントの方々が口座振替の手続を行っている。口座振替にすると未納が防げるというような内容のチラシの作成等も行っており、引き続き取り組んでいく。しかし、このような取組をしても一定程度支払っていただけない方がいるため、やはり職員による財産調査や催告を行い、収納の機会を確保したうえで、差押え等の総合的な取組を行うことによって収納率をあげていこうと考えている。 【収納管理課長】 統計自体は取っていないが、未納の方に対しては放置しないで相談してくださいということではまず窓口に来ていただく。その中で聞き取りを行い、根拠資料を出してもらう。あるい

	は、それができない場合は、こちらの調査を併用しながら、支払えない理由を丁寧に聞き取り、それによってまずは自主的に納付できるように納付計画を立てていただくという取組を行っている。 中にはどうしてもない袖は振れないという方もいるので、差押えという処分ではなく、調査を尽くしたうえで、支払いができないことが明らかになった場合は、時効、不納欠損という処置を行うこともある。
【掛川委員】 実直な疑問だが、支払いができない方の世代、例えば外国籍の方などの特徴はあるのか。 自分のクリニックでも滞納して保険証が止められている方を目にする可能性がある。	【収納管理課長】 感覚的になるが、国民健康保険料は前年の所得に応じて翌年度にかかってくるものなので、例えば、前年度は所得があったものの、職を失ったり、火災や風水害に被災したなど色々な事情がある。
【増山委員】 所得に応じて国民健康保険が計算されると聞いたが、特に（何千万単位の）譲渡があった場合は最高額になる。自分のところにもなぜ保険料がこんなに高いのかと相談に来る人がいるが、そこの説明がもう少し必要と感じる。 本当に貧しい人に対する減免措置があれば、愛があると思う。 ただ、業者を使って督促するのはいかがなものか。	【収納管理課長】 未納対策では初期が大事ということで業者による納付案内に関する電話催告をしているが、特殊な事情が発生してどうにもならない際には、コールセンターのオペレーターから保険年金課に直接繋ぎ、事由に沿った減免相談を行えるよう引継ぎをしている。そのあたりもより丁寧に行いながら対応していく。
議題（２）	

【國島委員】

保険料率が前年度に比べると多くのところが数値が下がってきているので大変ありがたい。ただ、横浜市よりは大抵同じくらい補助をする制度の通例があったと思う。今回最終的には他都市とのモデルケースの比較に関して、横浜市より高くなっているが、横浜市の方が補助が大きいのか。

また、（モデルケースごとを見ると）両方横浜市より高くないか。

【医療保険課長】

先ほど申し上げた19歳未満の方がいる世帯に対する軽減措置については川崎市と横浜市は同じ措置をとっている。ただ、料率をご覧いただくと、横浜市の（医療分の）所得割が8.49%で川崎市は7.86%、均等割が横浜市は40,060円のところ、川崎市は41,115円になっており、所得割と均等割が逆転しているというところで、所得が低めの世帯は横浜市の方が安い、所得が高めの世帯は、川崎市の方が安くなっているという傾向にある。

モデルケースについて、200万円と400万円で見るとそうなるが、600万円とかなになると川崎市の方が少し下がってくる。

議題（3）

【國島委員】

今、来年の3月まで時限的に古い（失効された）保険証と資格情報のお知らせでも通常通り診療を継続してくださいということがマイナポータル上に記載があるが、個々の医療機関に正式な通知がされるのか。また、配布されたチラシと全く内容が違いますが、新たに情報が流されるのか、流されないのか。

新聞等で報道がされているように気づいている人は気づいているが、医療機関宛てに正式に紙等の通知は来ていない。わからないの

【医療保険課長】

仰る通り厚生労働省からは、期限切れの保険証を持って行った際にもオンライン資格確認で資格が確認できれば、保険診療適用で良いと聞いており、私共の方には厚生労働省から通知が来ている。

一方で、各医療機関や薬局への周知というのは、厚生労働省からなされているものという認識をしていたが、そうではないのか。

で受付でトラブルになっている。 そのあたりはどうしたらいいか。 日付は見えていないが、7月31日以降なのか8月入ってからなのか、実際に（保険証を）持ってこない人が多いのでそのような措置になったのか分からないが、書面的な形ではまだ回ってきていない。運用がすでに始まっているので、差異がでていいる。マイナポータルサイトには書いてはあるが、見に行かないといけない状況であり、周知されるのか、それとも各医師会等の通知を待つようになっているのか分からない。	私共には、令和7年6月27日付で厚生労働省から疑義解釈の資料が送られており、仰る通り8月1日以降も期限の切れた保険証を持ってきた際には、医療機関側で資格が確認できれば、保険診療適用で良いという通知を受けている。これがどのように医療機関に周知されているかどうかは私共は把握できていない。ただ、あくまで例外的な措置という認識をしている。
【掛川委員】 マイナ保険証つながりで質問だが、乳児医療証もマイナカードがあるので紐づけされていると勘違いされている方が多く、紙の医療証を持ってこない人がいるが、今後紐づけに関しては厚生労働省の方から行うような話もでていいるが、川崎市としてはいつくらいからできそうという予定はたっているのか。	【医療保険課長】 小児医療等の医療費助成ですが、我々は所管課ではないので聞いた話になるが、小児医療証については、厚生労働省の方で、いくつかの自治体で試行的に行っており、横浜市では行っているとのこと。川崎市がどういったスケジュールで対応していくのかはわからないが、小児医療に限らず、各種医療費助成制度においてもマイナカードに対応していくことになっていると聞いている。
【金井委員】 病院に受診した際に、マイナ保険証の登録すると思うが、今までの保険証の際は、月初めとか月替わりに出すように言われ、月1回出していれば、その間は出さなくても良かったと思うが、最近に行	

くたびに登録してくださいと言われる。患者側からすると手間がかかっている気がする。それは今後簡略化されていくのか、それともマイナ保険証を使い続ける間は毎回登録していくのか。同じ病院内で違う診療科にかかっている場合は、月初め等に1回登録すればよくなるのか。そのあたりはどのように簡略化とされていくのか。	
【國島委員】 受診する際に保険者の確認をしている。月初めは別の保険者だったが、月途中で就職等により保険者が変わる方がいたりするので、病院側としてはその時に出していただくのがありがたい。	
議題（４）質問なし	
その他	
【掛川委員】 マイナ保険証の電子証明書の期限が切れる人がいると思うが、曜日等が合わず更新に行けない人がいると思うが、サテライトオフィスを作るとか受付時間を増やす等の更新に行けない人に対する対応はあるのか。	【医療保険課長】 マイナンバーカードの所管課ではないため、これも聞いた話になってしまうが、10月から区役所以外の場合、市内5か所にセンターを設けて受付を増やすというように聞いている。電子証明書の更新やマイナンバーカード自体の更新において今までよりはスムーズにできるのではないかと。 マイナ保険証に関しては、電子証明書の期限が切れる3か月前に国から通知が送付され、それでも更新手続きをしない場合は、電子証明書の期限が切れた3か月後の月末まではオンライン資格確認は使えるようになって

	ている。それでもなお更新されない場合は、3 か月経つ直前で国から保険者に情報が来るので、資格確認書を市から送付しているので、基本的には電子証明書の期限が切れる前に資格確認書が手元に届くような対応を行っている。
【國島委員】 9 月からマイナンバーカードが iPhone や android で運用が始まると思うが、そうすると更新に行かなくてもいいのか。	【医療保険課長】 正しい回答ができるか分からないが、あくまでマイナンバーカードの情報を iPhone 上で確認できるということになっているので、電子証明書の期限切れ自体の更新は直接行くものという認識でいる。
【板倉委員】 厚生労働省に確認したが、見た目が変わったりするので5年ごとに対面で更新するということだそう。	